

更生保護と社会福祉に関する一考察 —保護観察官としての体験から—

A Practical Study of Rehabilitation Based on Social Welfare

鈴木 美香子

はじめに

学窓を離れ、国家公務員として更生保護の仕事に従事するようになってから、気がつくと14年余が経過していた。この仕事につくことを目指した当時は、職務の内容について漠然としたイメージしかもっていなかったが、社会福祉学を専攻した学生として、自らの関心、熱意、知識、技術をストレートに生かせる仕事をしたいものとの希望を実現できそうな職場として期待を抱いていた。

現時点で振返ってみれば、その期待は現実のものとなった部分もあるが、そうでない部分もあると言わざるを得ない。学生時代の理想と実際の職業生活との差というものは、どのような仕事を選んでも必ずあるものではあろうが、特にこの更生保護については、社会福祉のようでもありそうでないようでもあり、といった曖昧さがはなはだしいと思われてならない。この曖昧さがどこから来るのか、また、今後も社会福祉学上の理念や知見を生かし、方法論を応用する余地があるのかどうか、更生保護の実務家である保護観察官としての経験をとおして考えさせられたいいくつかの問題のうちの二つと、それらに対する現時点での自分なりの解答を示して、社会福祉学を専攻した実務家としての自分の足場を再点検してみたいというものが本稿の目的である。

1 更生保護について

残念なことではあるが、社会福祉関係者の方々の間でも、「更生保護」は周知されているとはい

い難いようなので、本論に入る前に、いくつかの事項について少し説明しておきたい。

(1) 更生保護とは

更生保護とは、犯罪や非行に陥った者が、実社会内で健全な社会人として更生するように援助することにより、犯罪の危険から社会を保護し、同時に個人及び公共の福祉を増進することを目的とする、保護観察¹⁾、更生緊急保護²⁾、仮釈放³⁾、恩赦⁴⁾、犯罪予防活動⁵⁾などの諸活動の総称である。更生保護の対象、方法と手続、担当機関と組織など制度を規定する基本法として、犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法、保護司法、更生保護事業法、恩赦法があり、所管は法務省（保護局）である。

一般的に、更生保護は、刑事政策の一領域として位置付けられている。法務省が所管であることはその表われであろう。いつの世も、人間社会である限りは逸脱行動がつきものであり、それらのうちある部分は「犯罪」、「非行」として分類されるようになった。また、社会的逸脱行動にはその反動としての制裁もつきものであるが、犯罪や非行に対する制裁は、「刑罰」というものにまとめられ、体系化されるようになった。当初刑罰は、ハンムラビ法典の例にみると、犯罪や非行に対する応報として考えられていたが、次第に犯罪や非行の発生を未然に防ぐ（犯罪予防）という発想が形成され、特に犯罪や非行の多くが犯罪・非行前歴者によって惹

起されているという事実から、それら犯罪・非行前歴者の更生が、新たな犯罪や非行の発生を防ぐことにつながるということが理解されるようになり、これが更生保護思想のはじまりであるが、その後19世紀後半頃からは、犯罪者の更生を図るために、矯正施設に拘禁するよりも実社会での生活を続けさせながら指導し、援助したほうが効果的であり、また、矯正施設に収容した場合でも拘禁の期間をなるべく短くしてその後引き続き実社会で必要な指導を加えたほうがいっそう更生の効果が挙がると考えられるようになったところから、今日の保護観察、仮釈放を中心とした更生保護制度が成立するに至るのである。

(2) 「保護観察所」、「保護観察官」とは

(1)で述べたとおり、更生保護は法務省が遂行の責任を負う国の行政事務のひとつであり（法務省設置法第2条第3号）、法務省の内局である保護局の所掌事務として、保護観察・更生緊急保護・仮釈放・恩赦・犯罪予防活動等の事項を規定している（法務省組織令第10条）。そして同じく法務省設置法及び法務省組織令により、保護局の所掌事務を実行させるため、各地方裁判所の管轄区域ごと（つまり、各都府県ごと。北海道は4か所）に保護観察所を置くことが規定されている。

また、保護観察所には、保護観察官が置かれることになっており、保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門知識に基づき、保護観察、人格考査その他犯罪者の更生保護に関する事務に従事する、とされている（犯罪者予防更生法第19条）。

要するに、

①更生保護とは、犯罪者や非行少年の更生や犯罪の予防に係る国の行政であり、

- ②所管庁は法務省で、警察、裁判所、厚生省等とは組織的にまったく別であり、
 - ③専門職である保護観察官が専従している。
- という点を特に強調しておきたい。

なお、更生保護についてより詳細・正確に説明する必要（たとえば、保護観察所と同様の法務省の出先機関として「地方更生保護委員会」という仮釈放審査を行なう組織があり、そこにも保護観察官が配置されていることなどについて）も感じるが、本稿の本旨ではないので、割愛する。

前置きが長くなつたので、本論へ進むこととしたい。

2 更生保護と社会福祉との関係について（問題1）

最初に述べたように、更生保護の世界に飛び込むまでは、社会福祉学を学んできた者としては、そのままストレートに社会福祉的価値観に基づいた実践ができるものと思い込んでいた。確かに、社会福祉学の教科書を紐解くと、社会福祉の各論の一つとして「司法福祉」なる領域があることになっており、そこに家庭裁判所（従事者としては主に家裁調査官）と並んで保護観察所（保護観察官）も掲げられており、一応は社会福祉のなかに含められた取扱いがなされている。しかし、いわゆる福祉六法を基本法とする（言い換えれば、厚生省が所掌している）公的扶助、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、女性（母子）福祉などが社会福祉のメイン・ストリームであるとするならば、司法福祉はどのような教科書をみても傍流的な位置に置かれているように思われる。事典をみると、司法福祉については「（事件の司法による）規範的解決のみでは社会的事実としての問題の根はなくならず、さらに問題の解決など、裁判の安定性をも損なうおそれのある事件が増えている。そこ

では規範的解決が優先されるものの、問題それ事態の解決緩和が必要とされ、そのため司法過程にあって、一般社会福祉を補充し、またはこれと結合して展開される開かれた福祉諸施策が必要になる⁶⁾。」、「問題の解決・緩和を図り、事件の安定した規範的解決を達成すべく、問題にまつわる社会的障害の除去・緩和などを一般社会福祉とも連携して追求し、問題の解決緩和を図る個別的実践・事業である⁷⁾。」（下線部筆者）とされている。これらの説明からもうかがえるように、司法福祉は、「一般社会福祉」の及ばない部分（たぶん、対象者の範囲という問題だと思われる）を補充し、またはその力を借りながら実施されるもの、つまり「一般社会福祉」に対して補完的なもの、との位置付けがなされているようである。事実、たとえば児童福祉分野と比し、従事する専門職や施設の種類などの点において、更生保護のそれは著しく貧弱であると言わざるを得ない。

他方、一般的な通念上保護観察が位置付けられている刑事政策の分野においては、その地位は比較的確固としている。刑事政策の究極の目的が、犯罪や非行の発生防止（その実現が可能なものであるかどうかは別に論じるとして）であるとともに、個々の犯罪者や非行少年の更生も、「特別予防」という一語でくくることができる。特別予防とは、犯罪者や非行少年について、彼等の抱える問題を解決・軽減できるような援助を行い、それによって再度同一人が犯罪や非行に走ることを防止するという考え方のことである。ちなみに、これに対し「一般予防」という概念があるが、これは未だ犯罪や非行に走っていない、いわゆる一般人に対し犯罪予防の思想を啓発し、併せて犯罪や非行を誘発する原因を除去し、またはその抑止力となる諸要因を強化助長することにより、結果的に新たな犯罪者や非行少年の発生を防止するという考え方である。「特別予防」、「一般予防」のい

ずれも、更生保護だけで行っているものではもちろんないが、更生保護の内容である保護観察・更生緊急保護・仮釈放・恩赦は特別予防の、また犯罪予防活動は一般予防の、独自かつ重要な一翼を担っている。

このように、刑事政策の一領域としての更生保護は、対象である犯罪者や非行少年一人一人の幸福のためというよりは全体としての社会防衛の見地から実施されるという点が、社会福祉的発想からは乖離しているようであるが、社会福祉のなかにおける更生保護よりは、その位置付けや役割が明瞭かつ重要であるといえる。刑事政策における更生保護に社会福祉の考え方方に近似したものを見出だすとすれば、個人の幸福は、社会が犯罪や非行の恐怖から守られるという全体社会（公共）の幸福が達成されれば、自動的に達成されるとの暗黙の了解にであろう。このことの具体的な表われとして、まず一つには、更生保護の主要部分である保護観察における「不良措置」の存在が挙げられる。不良措置とは、社会内処遇である保護観察中の者が行状不安定となり、保護観察官等の助言や指導にも従わず、そのまま放置すれば再犯・再非行を犯すおそれが高まった場合に執られる措置であり、保護観察を取消して本人の身柄を拘束し、刑務所または少年院などの矯正施設での施設内処遇に委ねるものである。対象者本人にとっては自由を奪われ一定期間拘禁されるという不利益な措置であり、ほとんどの場合、本人の意思に反して執行される。本人の意思に反しても社会を犯罪や非行の被害から守るために執られるのが不良措置であり、福祉のサービスの給付があくまでも本人の意思に基づき、給付打切りになるにしても本人の自立・幸福が視野に入れられることは対照的といえよう。二つ目として、やはり保護観察に関し、あらかじめその期間が定められていることが挙げられる。保護観察には、本人が少年か

成人か、保護観察に付すことを決定した機関が裁判所か地方更生保護委員会かによっていくつかの種類があり、それぞれ期間も異なるが、概ね、少年は本人が20歳に達するまで、成人は言渡された刑期の終期まで、または執行猶予の期間と考えてよい。個々にはかなり違いがあり、短くて1か月程度から長くて5～6年程度までの間にちらばっている。特殊な例として、無期刑仮出獄者は、恩赦されない限り一生保護観察を受けなくてはならないことになっている。ともあれ、決定された期間中は、本人の更生が達成され、再犯や再非行のおそれがなくなり保護観察を続行する必要がないと認められない限り、好むと好まざるとにかかわらず保護観察下に置かれることになる。この点に関する対象者本人からみての不利益性は、本人が保護観察に拒否感や抵抗感を抱いている場合は先の不良措置の例と同様であるが、反対に本人が保護観察の提供する援助やサービスを必要とし続けている場合、または客観的にみて本人の更生が未だ達成されていない場合でも、期間が満了すれば機械的に保護観察を終了させなければならないという局面にも現われ得るものである。これは、たとえその内容が本人を援護するようなものであるにしても、保護観察下に置かれること自体が本人の**人権**を国が束縛するという一面をもつところから、保護観察はできる限り謙抑的に実施されなければならないとの要請に由来するものである。社会福祉的発想からすれば、対象者本人がサービスを必要としているのにもかかわらず、一方的に打ち切らなくてはならないというのは考え難い事態である。

犯罪者予防更生法第34条では、保護観察の目的を、「保護観察は、保護観察に付されている者を、…指導監督し、及びその者に本来自助の責任があることを認めてこれを補導援護することによって、その改善及び更生を図ること」(下線部筆者)と

している。ここにいう指導監督及び補導援護こそ保護観察の実体であるが、簡単にいえば、指導監督は、本人の行状を監視し生活実体を把握し、必要に応じて適切な注意・助言・指導を加えることであり、世間一般が保護観察に抱くイメージに近いものがあると推察される。これは、行政として犯罪者や非行少年による再犯・再非行の危険から社会を防衛する責任上要求されている、保護観察の強権的部分を表わしているといえよう。これに対し、補導援護では、本人のニーズに応じて（本人が再犯・再非行という形でニーズを充足しなくてもよいように）宿所、医療、職業などが得られるよう手配したり、ときには金銭や物品を給付することもある。また、面接にしても常時調査的・指導的に行っているわけではなく、本人の状況によりカウンセリング的面接を行ったり、家族等本人の周囲の人々との間に軋轢があれば調整を行ったり、また本人の必要としている他分野のサービスについての情報提供を行ったりしており、どちらかといえば「社会福利的」なものである。

結局、更生保護は、これら保護観察の性格に特徴的なように、まず社会を犯罪や非行の被害から守るために、犯罪や非行を反復しやすい犯罪・非行前歴者の生活に介入する（人権の制限）という基本的な前提に立ちつつ、犯罪者や非行少年が犯罪や非行に走らざるを得なかった原因を除去・軽減し、事件後の本人を支え、再犯や再非行から遠ざけていく要素を強化するように働きかけることによって、結果的に対象者個人の福祉の実現も図るという二層構造になっているので、一見相対立てみえる指導監督と補導援護の二つが主要な保護観察の方法として採用されていることに象徴されるように、いうなれば「鶏（社会の安寧）が先か卵（犯罪者や非行少年の幸福）が先か」という疑問が常につきまとう。このような更生保護を、何の留保もなしに社会福祉の一領域として包括的

にとらえることには少し無理があるのではないか、というのが現時点での筆者の見解である。

3 保護観察官の専門性について (問題2)

2では、大きく更生保護そのものと社会福祉そのものとの関係について考えてみたが、次に更生保護の従事者である保護観察官の専門性について考えてみたい。まず、保護観察官自身がどのような自己イメージをもっているのか、少し紹介してみたい。これは、新たに保護観察官に任じられた新人に対するアンケート結果の一部であり、「保護観察官は、()です。」という質問の()内を自由記載で埋める形の回答を求めたものである。

その内容を大別すると、①身分について触れたもの（国家公務員である・行政マンである、など）②役割・職務内容について触れたもの（ケースワーカーである・更生保護の専門職である・社会福祉の仕事のうちの一つである・何でもやらなければならぬ専門職である、など）③あるべき姿について触れたもの（まず行政官たるべきで、それを土台として専門的な知識を積み上げていくべき・知識はもちろん、鋭敏さ、柔軟さ、その他もろもろのことが備わったマルチ人間になることが理想、など）④模索的・懷疑的なもの（ケースワーカー的仕事をしているがケースワークとはまったく別物・人の改善更生のために働くよい人のように見えるが、ただの“お役人”・理念はともかく、実際の仕事はあまり内容がないように思われる、など）⑤その他に分けられるようであった。そのうち最も多いのは②であったが、次に④に分類されるような回答が多くかったことに驚かされた。これから保護観察官としてのキャリアを積んでいくこうとする人々が、そのスタート地点で既にこれほど自分の仕事について懷疑的であるとはどういう

ことであろうか。他の職種でも同様なのであろうか。このような懷疑は、職場の先輩保護観察官の仕事ぶりをみてきて、また短期間ではあるが自らの実務体験からもたらされたものであろう。懷疑的な回答の数々をみていると、先に例示したものにも表われているように、「理想は…であるのに、現実には～である。」というギャップを述べているものが多いことに気付く。例示したもののはかにも、「社会的弱者である対象者の側に立たなければならないが、実際には権力的な人も多く、残念である」、「専門的知識を有する専門職といわれているが果たして実際そうであるのか疑問である」、「今のところ私は専門職ではなく、保護観察官の専門性をいわれると少し不安である」等の回答があった。また、これらには特に「専門性」への言及が多いことが目立つ。先に述べたとおり法律にも保護観察官の職務は「更生保護に関する専門的知識に基づき、…事務に従事する」と規定されているというのに、保護観察官自身はなぜこのように自己の専門性に疑問をもっているのであろうか。

それは、保護観察官の仕事の仕組みに原因があると考えられる。これまでの説明では、あたかも保護観察官も他の社会福祉領域のワーカーと同様、1対1で対象者の処遇に当たっていると思われる向きもあったと思うが、実はそうではないのである。更生保護の主要な部分である保護観察は、「保護司」という無償の非常勤国家公務員と保護観察官との協働で実施されている。保護司とは、一種のボランティアと考えても差支えはない。保護観察対象者の数に比べ保護観察官の数が少ない上、各県の県庁所在地にしか保護観察所がない（実際には若干の支部及び駐在官事務所があるが）という現実を埋めるのが保護司制度である。保護観察官は、通常一定の地区を担当させられ、自動的にその地区内に住居をもつ対象者を全員担当するという地区担当制が採られているのに対し、保

護司は保護観察所長名により（実際に決めるのは保護観察官であるが）対象者一人一人について個別に指名される。ちなみに筆者の場合、横浜市内の二つの区を担当しているが、一方の区は対象者約100名を保護司約70名が分担して担当し、他方の区では対象者約50名を保護司約20名が分担して担当している。そして担当保護観察官は、名目上約150名の対象者を一人で担当している。このような現実であるからして、とても保護観察官ひとりで対象者全員について目配りすることは不可能であり、毎月各保護司が受け持つ対象者について作成・提出する「保護観察経過報告書」を読み、なんらかの手当てを必要とするものをピックアップして重点的に措置を講じることになる。つまり、もし対象者が保護司の目からみて何事もなく日々を経過していれば、日常的な処遇（日常生活の把握や一般的な助言・指導など）はほとんど全面的に保護司に委ねられる。また、何か対象者に問題が起こって保護司だけでは責任がもてないような状況に立ち至った場合、保護観察官が直接対象者と面接することがあっても、多くの場合それは継続的ではなく落着けば再び保護司の手に戻されることになるし、保護観察官が直接介入せず、保護司に対するスーパービジョンや依頼という形で間接的に対象者に働きかけるときも多い。むしろ、保護観察所から遠隔の地に居住する対象者などに対しては保護観察官によるタイムリーな面接や措置が困難なので、電話や手紙を活用した保護司を通じての間接的処遇のほうが一般的となっている。このようなことで、対象者と保護観察官との距離は遠くなってしまっている。実情だけみれば、保護観察についてケースワーカーといえるのは実は保護司であり、保護観察官はよくいえば保護司のスーパーバイザー、悪くいえば保護司に必要な書類を作成したり、問合わせに応じたりする事務屋のようであるが、実は法律上規定されている保護

観察実施の態勢はむしろ反対で、犯罪者予防更生法第39条において「保護観察において行う指導監督及び補導援護は、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。」、同法第20条において「…保護司は、保護観察官で充分でないところを補い、地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するものとする。」とあるように、保護司は保護観察官を補佐するものとして位置付けられているのである。もし法律が期待しているとおりの態勢で保護観察が実施されれば、保護観察官による処遇過程全体を見通した専門的な処遇計画のもと、必要に応じて保護司の非専門性（民間性、素人性、身近さ等と言い換えてもよい）を活用するという構図が描けるのであるが…。法律の期待とは裏腹に、「保護司の充分でないところを保護観察官が補う」場面が多い現実をみて、そこでは保護観察官がその「専門性」を発揮する余地はない、と新任の保護観察官が自信をなくし、自らが選んだ仕事に懐疑を抱くのも無理からぬことである。新任の保護観察官でなくとも、専門性について自分を納得させられる解答を得られず悩む者は多い。

筆者もそのような一人であったが、最近社会福祉の方法論の一つとして取り沙汰されることの多い「ケースマネージメント」に触れ、保護観察官の専門性についての懐疑をクリアできる一つのヒントを得たように感じているところである。ケースマネージメントでは、その構成要素として、①ケースマネージメントを必要とする対象者 ②対象者のニーズを充足する社会資源 ③ケースマネージメントを実施する機関に配置されているケースマネージャー ④ケースマネージメントを実施していく過程 の四つがあるという⁸⁾。これを保護観察にあてはめれば、①は保護観察対象者 ②はいわゆる社会資源（社会福祉の諸制度・諸施策を含む）のほかに保護司、保護観察官自身 ③は保

護観察官 ④は保護観察の期間 ということになる。また、ケースマネージメントの内容は、同様に、①対象者のニーズについてのアセスメント ②そのアセスメントに基づいた処遇計画の策定 ③その計画の実行（対象者と各種のサービスが連結するように手配すること）④③の状況のモニタリングにより、状況の変化によって生じるニーズとサービスのずれの発見・計画の修正 の四つから成るという⁹⁾。これについても保護観察に即せば、①は各種資料に基づく、対象者の抱える問題点等の分析・評価 ②は処遇計画の策定 ③は処遇計画の保護司への伝達、処遇協議、関係者・関係機関との連絡協調、必要に応じた直接的介入 ④は保護司をとおしての、または直接の対象者の状況把握、再評価、処遇計画の変更 ということになろうか。ケースマネージメントの発想に立てば、直接対象者と四つに組んで、ケースワーカーとしての専門性を發揮することに拘泥しなくとも、ケースマネージャーとして、処遇の全体を構成する諸要素とそれらの相互作用の過程を管理（マネジ）することについて専門性を発揮すればよい。これは、保護観察における保護観察官の役割や働きの実情からみて、最も無理のない、また最も相応しい専門性なのではないかと筆者は考えるものである。

とはいっても、保護観察の実施にケースマネージメントの発想や手法を生かすことについては、まだ「そのような方向があることに気がついた」という段階にあるに過ぎず、具体的・個別的にはどのようなことをすればよいのかという点についてのよいアイディアはない。それは今後の課題である。ケースマネージメントの実例は、今のところ我が国では高齢者保健・福祉の領域で主に蓄積されているようなので、それら他領域の先例にも触れ、保護観察へのケースマネージメントの応用の参考としていきたい。

おわりに

社会福祉の実務家となることを望んで飛び込んだ職場で過ごした14年余で、「更生保護の実務家」となった。思えば長い間ソーシャルワーク全体がその専門性に関する社会的認知の獲得のために努力してきたという歴史があるが、社会福祉の世界でも周辺部にあり、また刑事政策の世界でも比較的新しい思想である更生保護の領域では、さらにその上部概念である社会福祉ないし刑事政策に対して独自性・専門性の認知が求め続けられてきたといえなくもない。要するに、ある程度の法律知識と人生経験がありさえすれば、法律上の規定がどうあれ、誰にでもできるはずの、デスクワーク中心の仕事とみなされてきたことへの反発である。実情として、先に述べたとおりのケースロードと保護観察官数のアンバランス等から、なかなか計画的・主体的に動けないなかで、保護観察官にもその専門性を模索する動きがある。人によりその試みは、心理学的視点に立脚していたり、教育学であったり、社会学であったり、法律学であったりするが、筆者としては自分の足場を社会福祉学に求めたいと思い続けてきた。刑事政策の一領域として位置付けられているとしても、生身の人を相手にしている点では他の社会福祉の領域と違はない。対象者を“再犯・再非行に走り、社会を危険にさらすかもしれない人物”とだけは見たくない。先ほどの「鶏が先か卵が先か」の論でいけば、“卵が先”と答える保護観察官でありたいと念じている。

昨今の実務をとおして考えさせられていたことをとりまとめるつもりであったが、筆者自身の気持ちの整理という面が強く出てしまい、とりとめのないものになった。また、本論を進めるためにはどうしても更生保護の説明から行わなくては理解が得られないであろうと考えた結果、本論以外の解説的な部分が多くなって、かえって読者を混

乱させることになったのではないかとおそれるものである。それでも、社会福祉学を足場にした保護観察官の暗中模索・試行錯誤を共感的に理解していただき、今後の指針となるような助言を頂戴できれば幸甚である。

注

- 1) 犯罪者および非行少年の更生を援助し、適当な指導を加える社会内処遇。
- 2) 働正施設からの出所者及び保護観察中の者が親族や公共機関の援助を受けられない場合に、本人の申出によって宿泊所の提供その他の保護を行う事業。
- 3) 地方更生保護委員会の決定により、定められた期間の満了以前に矯正施設の収容者を仮に釈放し、残刑期（少年の場合、残りの保護期間）を社会内処遇である保護観察に委ねる制度。
- 4) 国家の刑罰権の全部または一部を、行政権の作用によって消滅させ、犯罪者を宥免する制度。政令恩赦（大赦、減刑、復権）と個別恩赦（特赦、減刑、刑の執行の免除、復権）がある。
- 5) 犯罪・非行発生の未然防止を直接の目的とする諸活動で、更生保護分野のみならず、家庭・教育・労働・社会福祉・精神衛生などの各分野における諸施策が、それぞれ効果的に展開されることが必要である。
- 6) 『現代社会福祉事典』全国社会福祉協議会 p. 220
1988
- 7) 同上
- 8) 白澤政和著 『ケースマネージメントの理論と実際』
中央法規 pp. 13-18 1992
- 9) 同上書 pp. 11-12

参考文献

- 1 白澤政和著 『ケースマネージメントの理論と実際』
中央法規 1992
- 2 カレル・ジャーメイン他著・小島蓉子編訳・著
『エコロジカル ソーシャルワーク』 学苑社 1992
- 3 英国保健省編・森野郁子他訳 『児童虐待－ソーシャルワークアセスメント－』 ミネルヴァ書房 1992
- 4 法務総合研究所編 『研修教材 一平成5年版 更生保護』 法務総合研究所 1993
- 5 法務省保護局監修 『平成2年版 保護観察関係法規』
財日本更生保護協会 1990